

# 院内がん登録について

健康局 がん・疾病対策課

# 院内がん登録について

## 前提

- がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号。以下「がん登録法」という。）第2条第4項で、「院内がん登録」について、「病院でがん医療の状況を適確に把握するため、当該病院で行われたがんの罹患、診療、転帰等に関する詳細な情報を記録し、保存すること」とされている。

### ・第2条

- 4 この法律において「院内がん登録」とは、がん医療の提供を行う病院において、そのがん医療の状況を適確に把握するため、当該病院において診療が行われたがんの罹患、診療、転帰等に関する詳細な情報を記録し、及び保存することをいう。

- がん登録法第44条第1項では、院内がん登録は厚生労働大臣が定める指針に則して実施するよう努めるものとされている。

### ・第44条

専門的ながん医療の提供を行う病院その他の地域におけるがん医療の確保について重要な役割を担う病院の開設者及び管理者は、厚生労働大臣が定める指針（※）に即して院内がん登録を実施するよう努めるものとする。

※ 厚生労働大臣が定める指針：院内がん登録の実施に関する指針（厚生労働省告示第470号。以下「指針」という。）

# 院内がん登録について

## 前提

- また、がん登録法第20条では、院内がん登録等のため、当該病院等の都道府県がん情報（生存確認情報等）の提供の請求を受けたときは、都道府県知事は提供を行わなければならない旨規定。

### ・第20条

都道府県知事は、当該都道府県の区域内の病院等における院内がん登録その他がんに係る調査研究のため、当該病院等の管理者から、当該病院等から届出がされたがんに係る都道府県がん情報（厚生労働省令で定める生存確認情報及び厚生労働省令で定める当該病院等に係る第五条第二項に規定する附属情報に限る。）の提供の請求を受けたときは、全国がん登録データベースを用いて、その提供を行わなければならない。この場合においては、第十七条第一項ただし書の規定を準用する。

⇒ これらを前提に、院内がん情報※の取扱いについて整理し、病院や都道府県等関係者に周知を図ることとする。

- ① 院内がん情報の活用について
- ② 病院等における法第20条に基づき受領した情報の取扱いについて
- ③ 留意事項

※指針において、院内がん登録により収集し、院内がん登録データベースに記録し、及び保存された院内がん登録データベースにおける情報は、「院内がん情報」と定義されている。

病院内

診療情報

①院内がん情報

法第20条による提供

都道府県がん情報

生存確認情報等

## ①院内がん情報の活用について

➤ 院内がん登録については、

『全国がん登録事業、院内がん登録事業及び地域がん登録事業に関する「個人情報保護に関する法律」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」の取扱いについて』（平成29年5月30日付け健発第0530第2号健康局長通知）

において、院内がん登録事業において、がん登録法の規定に基づき、医療機関が、当該病院において診療が行われたがんの罹患、診療、転帰等に関する詳細な情報を記録し、及び保存する場合並びに国立研究開発法人国立がん研究センターへ当該情報を提供する場合は、本人の同意は必要ない、と整理されており、院内がん登録は、がん登録法を根拠に推進され実施されているところである。

➤ また、前述のとおり、がん登録法第44条第1項において、病院の開設者及び管理者は、厚生労働大臣が定める指針に即して院内がん登録を実施するよう努めるものとされている。

なお、院内がん情報の活用については、指針で次頁に示す内容に整理されている。

## ①院内がん情報の活用について

「院内がん登録の実施に係る指針」(平成27年12月厚生労働省告示第470号)において、院内がん情報の活用により、以下の効果が期待されている。

### ○病院において

- ・当該病院において診療が行われたがんの罹患、診療、転帰等の状況を適確に把握し、治療の結果等を評価すること及び他の病院における評価と比較すること。
- ・院内がん情報等を適切に公表すること。
- ・国立がん研究センターに提供すること。

### ○国立がん研究センターにおいて

- ・院内がん情報等を全国規模で収集し、当該情報を基にしたがん統計等の算出等を行うこと。
- ・院内がん情報等を適切に公表すること。

### ○行政において

- ・病院及び国立がん研究センターにおいて公表された院内がん情報を活用し、がん対策の企画立案やがん医療の分析及び評価を行う。

※ 上記の場合、がん登録法に基づき、本人の同意なく活用できる。

病院内

診療情報

①院内がん情報

②

法第20条による提供

都道府県がん情報

生存確認情報等

## ②病院等におけるがん登録法第20条に基づき受領した情報の取扱いについて

- 院内がん情報については、指針の第三「個人情報の取扱いについて」等の規定に基づき、適切な管理や利用、保有等が行われている。
- 加えて、病院等において、院内がん情報のうち、がん登録法第20条に基づき提供を受けた都道府県がん情報(生存確認情報等)については、各病院の院内がん登録データベースに記録・保存されるところ、がん登録法第30条から第34条までの規定に基づき、適切な管理や利用、保有等を行う必要がある。
- 上記に関して、特に(ア)管理方法や(イ)保存期間の取扱いは、以下のとおりとする。

### (ア)管理方法について

- がん登録法第30条において、情報の提供を受けた者は、情報について適切な管理のために、必要な措置を講じなければならないとされている。

○ がん登録等の推進に関する法律

(受領者等による全国がん登録情報の適切な管理等)

第三十条 第三節の規定により全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報又はこれらの情報の匿名化が行われた情報の提供を受けた者は、当該提供を受けたこれらの情報を取り扱うに当たっては、これらの情報について、その漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

## ②病院等におけるがん登録法第20条に基づき受領した情報の取扱いについて

- これらの規定等を踏まえ、がん登録法第20条に基づき提供された院内がん登録データベースに保存された都道府県がん情報(生存確認情報等)は、病院等において
  - ・ 院内がん登録データベースへ保存し、当該病院の診療情報と区別できるようにすること。
  - ・ カルテに転記しないこと。
  - ・ 他のデータベース等への転用はしないこと。
  - ・ 前述の院内がん情報の活用によりのみ利用すること。等の取扱いとする。

### (イ)保有期間について

- がん登録法第32条の規定により、都道府県がん情報の提供を受けた者は、政令第10条第2項で定める期間を越えて保有してはならないとされている。具体的な保有期間としては、
  - ①原則として、提供を受けた日から5年を経過した日の属する年の12月31日又は調査研究を実施する期間の末日のいずれか早い日までの間だが、
  - ②例外的には、都道府県がん情報を長期にわたり分析する必要がある場合等として都道府県の規則で定める場合は、提供を受けた日から15年を経過した日の属する年の12月31日又は調査研究を実施する期間の末日のいずれか早い日までの間、保有できるとされている。

## ②病院等におけるがん登録法第20条に基づき受領した情報の取扱いについて

- ・がん登録法第32条

第三節の規定により全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報又はこれらの情報の匿名化が行われた情報の提供を受けた者は、これらの情報について、その提供を受けた目的に係る利用に必要な期間（全国がん登録情報又は都道府県がん情報については、政令で定める期間を限度とする。）を超えて保有してはならない。

- ・政令第10条第2項

都道府県がん情報に係る法第三十二条の政令で定める期間は、法第二章第三節の規定により都道府県がん情報の提供を受けた日から起算して五年を経過した日の属する年の十二月三十一日又は当該都道府県がん情報を利用するがんに係る調査研究を実施する期間の末日のいずれか早い日までの間とする。ただし、都道府県がん情報を長期にわたり分析する必要がある場合その他のがんに係る調査研究の目的に係る情報の利用に必要な場合として都道府県の規則で定める場合については、当該都道府県がん情報の提供を受けた日から起算して十五年を経過した日の属する年の十二月三十一日又は当該都道府県がん情報を利用するがんに係る調査研究を実施する期間の末日のいずれか早い日までの間とする。

- 病院等において、院内がん情報を用いて5年生存率、10年生存率の算出等を行っている実態があり、これらは都道府県がん情報（生存確認情報等）を長期にわたり分析する必要がある場合に当てはまると考えられる。

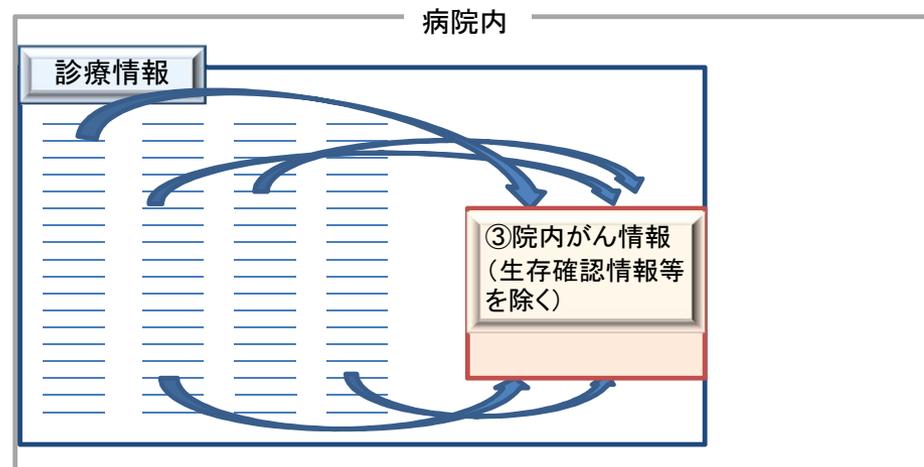
以上を踏まえ、院内がん登録のために都道府県がん情報（生存確認情報等）の提供を受けた場合については、前ページ②の保有期間とするという方向性を国からあらかじめ都道府県に示すこととする。

なお、上記方向性は、院内がん登録のために病院等へ都道府県がん情報（生存確認情報等）を提供する場合にあたっては、病院等における保有の期間が都道府県ごとに異なる可能性があるため、国として一定の方向性を都道府県に示すものである。

### ③留意事項

(院内がん情報の第三者提供)

- 病院等における診療録等の情報は、当該病院における診療の用に供するために得られた情報であり、第三者提供等については、その利用目的及び各病院等が遵守すべき法令等(「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」等)に基づき、必要な手続き等を経て行われているところである。
- 第三者提供等に際しては、院内がん情報が含まれる場合があるが、がん登録法第20条に基づき提供された都道府県がん情報(生存確認情報等)を除き、病院等における診療録等の情報であることに鑑み、各病院等が遵守すべき法令等に基づき、必要な手続き等を経て、活用するものとする。



### ③留意事項

(国立がん研究センターにおける院内がん情報の取扱い)

- 院内がん情報の第三者提供のうち、病院等から国立がん研究センターへの提供については、がん登録法第44条第1項及び指針に基づき、本人の同意なく行われるものである。
  - 国立がん研究センターにおいては、院内がん情報は、がん登録法に基づき、本人の同意なく病院等から提供された情報であることに留意し、指針の第三「個人情報の取扱いについて」等の規定に基づき、適切な管理や利用、保有等を行うものとする。
- ※ 国立がん研究センターについては、6頁記載の通り、指針の中で、院内がん登録の活用によって、院内がん情報等を全国規模で収集し、当該情報を基にしたがん統計等の算出等を行うこと及び院内がん情報等を適切に公表することが期待されている。